

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

| 区 分      | 令和9年度<br>要 求 額 | 令和8年度<br>計 画 額 | 対前年度比 |      |
|----------|----------------|----------------|-------|------|
|          |                |                | 金額    | 伸率   |
| (1)財政融資  | —              | —              | —     | —    |
| (2)産業投資  | 800            | 600            | 200   | 33.3 |
| うち 出 資   | 800            | 600            | 200   | 33.3 |
| うち 融 資   | —              | —              | —     | —    |
| (3)政府保証  | 600            | 600            | —     | 0.0  |
| うち 国内債   | 600            | 600            | —     | 0.0  |
| うち 外 債   | —              | —              | —     | —    |
| うち 外貨借入金 | —              | —              | —     | —    |
| 合 計      | 1,400          | 1,200          | 200   | 16.7 |

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

| 区 分      | 令和9年度末<br>残高(見込) | 令和8年度末<br>残高(見込) | 対前年度比 |       |
|----------|------------------|------------------|-------|-------|
|          |                  |                  | 金額    | 伸率    |
| (1)財政融資  | —                | —                | —     | —     |
| (2)産業投資  | 6,775            | 5,975            | 800   | 13.4  |
| うち 出 資   | 6,775            | 5,975            | 800   | 13.4  |
| うち 融 資   | —                | —                | —     | —     |
| (3)政府保証  | 1,200            | 600              | 600   | 100.0 |
| うち 国内債   | 1,200            | 600              | 600   | 100.0 |
| うち 外 債   | —                | —                | —     | —     |
| うち 外貨借入金 | —                | —                | —     | —     |
| 合 計      | 7,975            | 6,575            | 1,400 | 21.3  |

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

| 区 分      |                         | 令和9年度<br>要 求 額 | 令和8年度<br>計 画 額 | 増 減    |
|----------|-------------------------|----------------|----------------|--------|
| 事業計画の合計額 |                         | 3,200          | 4,400          | △1,200 |
| (内訳)     | 特定投資事業者及び特定事業活動に対する出資金等 | 3,200          | 4,400          | △1,200 |

#### 資金計画

(単位：億円)

| 区 分              |            | 令和9年度<br>要 求 額 | 令和8年度<br>計 画 額 | 増 減    |
|------------------|------------|----------------|----------------|--------|
| 事業計画実施に必要な資金の合計額 |            | 3,200          | 4,400          | △1,200 |
| (財源)             | 財政投融资      | 1,400          | 1,200          | 200    |
|                  | 財政融資       | —              | —              | —      |
|                  | 産業投資       | 800            | 600            | 200    |
|                  | 政府保証       | 600            | 600            | —      |
|                  | 自己資金等      | 1,800          | 3,200          | △1,400 |
|                  | 政府保証（5年未満） | 9,100          | 11,800         | △2,700 |
|                  | 借入金等償還     | △7,300         | △8,600         | 1,300  |

## 財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

### <政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

株式会社産業革新投資機構（以下、「機構」という。）はオープンイノベーションの推進という政策目的の達成に向け、民間事業者だけでは対応が難しい、一定期間時間が掛かる等のリスクがある分野への特定資金供給による特定事業活動の推進、民間の投資期間との協業や投資人材の育成等を通じて我が国産業の成長に向けた民間主体のリスクマネー供給環境の整備に努め、民間資金の呼び水（誘発効果）となる役割を担っている。

### <民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構は、産業競争力強化法に基づく投資基準で示されている重点分野を踏まえ、政策的意義が高い事業分野を特定し、政策目的と整合的にファンド組成や投資を行うため以下の点で、資金供給の対象となりうるか判断を行っている。

- 当該事業分野においてどのようなリスクマネーが不足しているか、また国内でリスクマネーを供給するプレイヤーが不足しているか。
- 投資回収に時間や手間（コスト）がかかることにより、本来、中長期投資としてリターンが期待できるが、民間だけでは投資対象になりにくい等の状況があるか。
- 資金供給だけでなく外部のネットワークの活用等、機構（及びファンド）として付加価値を提供することが可能か。
- 公的性格を持つがゆえに投資（ファンド組成）が実現し得る等、機構が差別化し得る要素はあるか。

### <有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

JICの運用期限が2050年3月末までに延長されたことも踏まえて、機構では、2050年を見据えた経営・組織運営、人材採用・育成、体制強化の推進の検討を行うなど、事業の効率的な実施を図っている。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

機構では、投資の専門的な知見を有する者が案件の精査やデューデリジェンスを行った上で、産業革新投資委員会（産業競争力強化法に基づき設置されている社外取締役等で構成される中立的な機関）へ稟議を上げている。本委員会において案件概要報告やデューデリジェンスの進捗を共有する等、案件ごとに複数回、投資基準との適合性や収益性等を検討しており、慎重に投資判断を行っている。

なお、投資活動を開始した2020年9月から約6年が経過しており、2026年3月末時点における機構によるファンドへの投資状況は以下の通り。

- ・ 出資約束件数：67件
- ・ 出資約束額：26,005億円
- ・ 払込済金額：13,865億円
- ・ TVPI（投資倍率）：1.03倍

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

手元資金の状況や政府保証借入等も見据えた上で、適切な自己資本を確保するために必要な金額を要求内容に反映している。

令和7年度の運用残額について、800億円の計画に対して、ほぼ計画通りの産業投資が実施された。

（参考：過去3か年の財政投融資の運用残額）

|      | 5年度  | 6年度   | 7年度   |
|------|------|-------|-------|
| 運用残額 | — 億円 | 0 億円  | 0 億円  |
| 運用残率 | — %  | 0.0 % | 0.0 % |

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

## 産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

(事業名：特定投資事業者及び特定事業活動に対する出資等事業)

### 1. 産投事業の内容

#### (1) 具体的な事業内容

自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新（オープンイノベーション）による次世代の国富を担う産業を育成・創出するため、ファンドの組成やファンドへの投資を通じて、事業の成長や事業再編等に取り組む企業に対してリスクマネーを供給する。

#### (2) 必要とする金額の考え方

機構によるファンド投資は 2020 年の投資開始以降、毎年度、ファンドに対する新規の出資約束を行い、出資約束総額は累計 2.6 兆円超（令和 7 年度末現在）となっている。ファンドから個別企業への投資進捗に伴い、今後、機構から投資先ファンドへの払込み需要（資金需要）は累積していくことが見込まれている。

とりわけ、機構子会社が運用するファンドについては、政策的意義が高いと考えられる事業分野に対して、民間資金を補完する役割を担う観点から、中期・大規模なリスクマネー供給を行うことができるファンド規模を確保している。

具体的には、令和 4 年度に策定された「スタートアップ育成 5 か年計画」を踏まえ、JIC ベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社（JIC VGI）は、2,000 億円の 2 号ファンドを立ち上げるとともに、セカンダリー投資やアフターマーケットへの投資を行う 400 億円規模の JIC VGI オポチュニティファンド（OPF1）を設立するなど、資金供給の強化を図っている。

また、大規模な成長投資や事業再編等に取り組む企業へ投資を行う JIC キャピタル株式会社では、投資規模が 4 桁億円を超える大型の事業再編案件の中にも、政策的に投資意義が認められるものが増加傾向にあることから、これに対応できるよう 1.1 兆円の 1 号ファンドを運営するとともに、令和 7 年 11 月には、0.8 兆円規模の 2 号ファンドを組成。

その他民間ファンドへの投資を含む JIC のポートフォリオについて、リスク量（VaR）を試算。その結果を踏まえ、令和 9 年度末時点の累計投資見込額に対し、当該リスクが顕在化した場合であっても自己資本により損失を吸収できるよう、少なくとも累計投資見込額の 4～5 割に相当する自己資本を確保するため、産業投資を要求する。

なお、令和 8 年度・令和 9 年度は、JIC キャピタル株式会社の 2 号ファンドにおいてパイプラインが積み上がっていることから、累積投資見込み額は高い確度で進捗することを見込む。

### (3) 見込まれる収益

機構では、投資の専門的な知見を有する者が案件の精査やデューデリジェンスを行った上で、産業革新投資委員会（産業競争力強化法に基づき設置されている社外取締役等で構成される中立的な機関）へ稟議を上げている。本委員会において案件概要報告やデューデリジェンスの進捗を共有する等、案件ごとに複数回、投資基準との適合性や収益性等を検討し、慎重に投資判断を行っている。

### (4) 民間資金の動員の蓋然性

機構は、令和2年から令和8年3月までの間に、累計2.6兆円の出資約束を行い、これが呼び水となって民間から4.8兆円の協調出資・共同投資が行われており、民間資金の動員について相応の実績を残している。今後も機構による投資により、民間からはこれを上回るリスクマネー供給が期待できる。

## 2. リスク管理体制

機構は、特定資金供給を行うにあたって下記事項に留意することとしている。

- 機構は、市場の動向や投資対象の性質を踏まえ、特定資金供給の規模について、機構による投資全体の規模との関係で全体としての収益を損なうリスクも踏まえ、適切な規模とすること。特に1,000億円を超える大型案件については、機構子会社のファンドにすべての検討を委ねるのではなく、当該案件の政策的意義、リスクの観点から機構本体において案件の適格性を確認すること（具体的には共同投資ファンドからの出資の承認可否について、機構取締役会での承認を必要とする）。
- 認可特定投資事業者を通じた資金供給について、国内のリスクマネー供給拡大に向けた国内外からの資金供給を確保する観点から、認可特定投資事業者が行う資金供給の対象分野の特性等を踏まえつつ、可能な限り機構以外によるLP出資等による資金供給を確保するよう努めること。また、新たに創設したJICキャピタル株式会社の2号ファンドについては、事業会社や民間ファンドとの共同投資を積極的に模索する方針としている。
- 特定資金供給の対象が特定の事業分野等に過度に偏ることがないように、全体のバランスを踏まえた資金供給を行うとともに、全体として長期収益性が確保されるよう、リスク管理を徹底すること。
- 認可特定投資事業者ごとに、収支状況等の見直しを、ファンドの特性等に応じて定期的に見直し、大幅な損失の発生が見込まれる認可特定投資事業者が生じた場合等、必要に応じて、投資方針を見直すこと。また、当該収支状況等の見直し等について、経済産業大臣に対し適時適切に報告すること。

産業革新投資委員会が認可特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援について、本投資基準の適合性を定期的にモニタリングし、当該モニタリングの結果について、経済産業大臣に報告することとしている。

## 政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

### 1. 政府保証の考え方

#### (1) 政府保証国内債

機構は、オープンイノベーションを通じた産業競争力の強化と民間投資の拡大という政策目的の実現に寄与することを目的として、公益性が高く、かつ、リターンが期待できるが、国内民間企業だけではリスクマネーが十分に供給できない事業分野に対し、民業補完の原則の下、資金供給を行う役割が期待されている。

その際、政府保証枠は、政策的に強い要請のある投資案件について機構がコミットメントを行い、適切な投資能力を示すことで民間資金の呼び水となることが期待されるなど、政策的に大変重要な役割を有している。

特に、投資規模の大規模化や事業化までに時間を要する長期のリスクマネー供給への期待が大きいことに加えて、機構の運用期限が 2050 年まで延長されたことも踏まえると、機構の資金調達手段の多様化による財務基盤の安定化を図ることは喫緊の課題である。

令和 8 年度以降、5 年以上の長期の政府保証債を発行することで、資金調達手段の多様化及び将来の金利上昇リスクへの対応を図っており、令和 9 年度も 5 年債の発行を予定。

なお、機構における長期の政府保証の活用は、以下の理由から、政府保証債に係る 4 類型の類型 iv②に該当する。

#### 【機構における長期の政府保証活用】

機構は、特定資金供給の対象が特定の事業分野等に過度に偏ることがないように、全体のバランスを踏まえた資金供給を行うとともに、全体として長期収益性が確保されるよう、リスク管理を徹底しつつ、中長期的に安定的なキャッシュフローを見込んでいるが、投資しているファンドは期間 10 年程度のファンドが多いため事業期間は長期にわたり、機構の運用期限も 2050 年 3 月末までと長期にわたることから、「長期資金の必要性がある」と認められる。

また、民業補完の原則の下、民間ファンド・民間事業者だけではリスクマネーが十分に供給できない事業分野に対する投資を行うため、「政府保証の付与がなければ、リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたす」おそれがあると認められる。

加えて、従前の資金調達手段に加えて、長期の政府保証を発行することにより資金調達手段の多様化になり、機構自らが金融市場から機動的に資金調達できる体制の強化につながるため、「財務レバレッジを拡大できる効果」があると認められる。

## 2. 必要とする金額の考え方

### (1) 政府保証国内債

既存の投資実行済み案件への投資資金に係る借入金の一部について債券への振替を行うことを念頭に、令和9年度においては、600億円の政府保証債の発行を要求する。

---

### < 5年未満の政府保証について >

## 1. 政府保証の考え方

### (1) 政府保証国内債

償還期限の異なる5年未満の政府保証債を複数発行することにより、年度別の償還額を平準化して機構の財務負担を軽減することが期待されることから、上述の長期の政府保証債、(2)の政府保証借入と併用することを想定している。

### (2) 政府保証借入金

投資活動による新規の資金需要は、あらかじめその具体的な必要額は見込みづらいことを踏まえ、借入内容に柔軟性の高い政府保証借入れによって調達することを想定している。

## 2. 必要とする金額の考え方

### (1) 政府保証国内債

既存の投資実行済み案件への投資資金に係る借入金の一部について債券への振替を行うことを念頭に、令和9年度における政府保証債の発行予定額を算出することを想定している。

### (2) 政府保証借入金

令和9年度の事業規模として想定している新規投資案件に係る投資金額から、産業投資による出資金として措置される額を控除した額について、政府保証借入れにより調達することを想定している。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」

### 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

#### 1. 「強い経済」の実現

##### (2) 成長基盤の強化

##### (スタートアップ)

「スタートアップ育成5か年計画」を抜本強化した「スタートアップ総力創出パッケージ」に基づき、スタートアップの研究開発から事業化・社会実装までを一気通貫で支援する。政府調達におけるスタートアップ比率3%目標の早期達成のための改善計画の策定や、政府がアンカーテナンシー型で本格調達することを促進するためSBI R制度を抜本強化するとともに、海外トップベンチャーキャピタル(VC)などの海外投資家の戦略的な呼び込み、M&A市場の活性化など国内外の資金・人材・技術が好循環するグローバルなエコシステムを構築することで、ディープテックを始めとする我が国発のスタートアップの成長を促進し、「強い経済」の実現につなげる。

##### (成長を支える資金供給の促進)

「資産運用立国」の取組を更に発展させ、17の戦略分野等への成長投資や日本企業の事業再編・再構築を金融面で支えるため、「成長投資を促進するための金融戦略」を策定する。金融機関の資金供給・成長支援機能の強化や、厚みのある金融市場の実現、地域金融力の強化を図る。また、アセットオーナーの機能向上や、家計の安定的な資産形成促進、オンチェーン金融の推進を図る。

「日本成長戦略」

#### Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

62の「主要な製品・技術等」ごとの「官民投資ロードマップ」を策定する過程で、国内投資促進のため解消する必要がある課題を洗い出し、「8つの分野横断的な課題」として、その解決策を検討した。こうして投資を促進する上でのボトルネックを解消することにより、「17の戦略分野」で先陣が切られる民間企業の国内投資を日本全国に拡げていく環境を整備し、日本経済の更なる成長につなげていく。

#### 2. スタートアップ

##### (2) 対応の方向性

##### ③講ずるべき施策パッケージ

##### i) スタートアップのスケールアップ

##### (内外からの成長資金の供給拡大)

成長資金の供給を強化するため、ディープテック・スタートアップの量産体制整備等のための資金調達に係る中小企業基盤整備機構(中小機構)による債務保証制度の拡充や、日本政策投資銀行(DBJ)や産業革新投資機構(JIC)におけるエクイティ投資の取組の強化を図るほか、民間資金の呼び水としての政府系金融機関等からの更なる資金供給強化の方策について2026年度内に検討

し、結論を得る。

また、機関投資家からの資金供給拡大に向け、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等の公的機関、企業年金、大学基金等においてVCファンドを含めオルタナティブ投資を促進するための投資環境整備等を進めるほか、国内VCへの資金供給を促進する観点から「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」のフォローアップと見直しを2026年度内に行う。

#### （グローバルネットワークの強化）

起業初期段階から海外展開を志向するスタートアップの育成に向けて J-StarX88 を強化する。また、国内の有望なスタートアップが海外市場に進出する際、国際協力銀行始め政府系機関の海外ネットワークを活用して、資金供給を含む金融・ビジネス両面からの支援を推進するとともに、在外公館においてデュアルユース等先端技術に精通した外部専門家による伴走支援やODAによる支援を実施する。

政府系ファンドから海外VCファンドへのLP出資拡大や「Global Startup EXP0」開催を通じて海外VCからの投資拡大や日本進出を促進する。あわせて、東証等と連携し、海外の有望なスタートアップの日本進出から東証上場までの支援を実施する。

### 3. 金融を通じた潜在力の解放

#### （2）対応の方向性

##### ③講ずるべき施策パッケージ

内閣官房において「成長投資を促進するための金融戦略」を策定し、以下の施策等に取り組む。このうち、施策の具体化が必要なものについては、特段の記載があるものを除き、2026年度末までを目途に結論を得た上で、その後速やかに実施する。

##### i）金融機関・市場の機能強化

###### （金融機関の資金供給・成長支援機能の強化）

預金取扱金融機関（銀行等）には、企業の成長を促し、資金・知見の両面で企業を支える中心的役割を担うことが期待される。17の戦略分野等への成長投資や日本企業の事業再構築・再編を金融面から支えるため、大規模化するM&Aや新規事業への対応を含め、銀行等の資金供給・成長支援機能の強化を後押しする。

- ・17の戦略分野への投融資について官民で意見交換を行う「官民戦略投資連携フォーラム（仮称）」の設置、銀行等が政府系金融機関等と共同出資を行う際の所要自己資本の軽減、DBJ（特定投資業務）やJICによる戦略分野への投融資方針の策定・整理など、官民連携により成長資金の供給拡大を図るための方策を検討する。

###### （厚みのある金融市場の実現）

資金供給主体の多様化を図るため、貸金業の規制を見直し、金融システムの信用維持や借り手の保護を前提に、日本で銀行免許がない外国銀行の協調融資への参加を促すための制度や、大企業のM&A等への資金供給を円滑に行うための制度を検討する。また、民間ファンドへのJIC等の出資機能等の強化や、金融機関の出資規制・資本規制の合理化を行う。

投資商品の多様化やスタートアップ企業等への成長資金の供給促進を図るため、顧客保護に留意しつつ、プライベート資産に特化した投資信託の枠組みを整備する。

## 財政投融資の要求に伴う政策評価

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

### 1. 各府省庁の政策評価の結果

令和7年度に講じた政策に関する政策評価（事後評価）について

政策テーマ：3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及

（政策評価軸：イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及（1/1））

経産省においては、スタートアップ育成5か年計画（2022年11月策定）の下、VC等への公的資本の投資拡大、ディープテック・スタートアップに対する支援の強化等を行ったところ、2025年の投資額は約7,600億円となった。今後は、スタートアップ総力創出パッケージ（2026年5月策定）を踏まえ、政府調達による初期需要創出など、スタートアップ育成5か年計画を抜本的に強化していくことが示された。

### 2. 政策評価結果の要求への反映状況

機構は、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新（オープンイノベーション）による次世代の国富を担う産業を育成・創出するため、ファンドの組成やファンドへの投資を通じて、事業の成長等に取り組むスタートアップを含む企業に対してリスクマネー供給を行っているところ。上記の通り、スタートアップを含む企業に対するリスクマネー供給を着実に進め、次世代の国富を担う産業の育成・創出を推進するために必要となる財源を確保するべく、令和9年度の財政投融資を要求する。

## 7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

### 1. 決算についての総合的な評価

経済産業大臣から認可された収入・支出予算に基づき、適切に執行されていると評価できる。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

資産：令和7年度末の資産合計 2,044,924百万円

負債：令和7年度末の負債合計 1,113,305百万円

資本：令和7年度末の純資産合計 931,618百万円

#### (2) 費用・収益の状況

費用：売上原価 20,075百万円

販売費及び一般管理費 4,949百万円

営業外費用 8,387百万円

法人税等合計 8百万円

収入：売上高 9,738百万円

営業外収益 3,713百万円

特別利益 309,399百万円 (INCJの吸収合併による抱合せ株式消滅差益)

当期純利益：289,431百万円